Plus500JP 証券株式会社

店頭デリバティブ取引約款 Plus500

Plus500JP 証券株式会社
金融商品取引業者登録番号　関東財務局長（金商）第 156 号
商品先物取引業者

店頭デリバティブ取引約款

1. 本約款の趣旨

1.1. 本約款は、お客様が Plus500JP 証券株式会社（以下、「当社」という。）との間で行う金融商品取引法第 2 条第 22 項各号に該当する店頭 FX 取引、店頭証券 CFD 取引、及び、ノックアウトオプション取引、並びに商品先物取引法第 2 条第 14 項に規定する店頭商品デリバティブ取引（以下、「店頭デリバティブ取引」または「本取引」という。）に関する権利義務関係及び本取引に関するサービス（以下、「本サービス」という。）の利用に関して適用される約款です。

1.2. 本取引プラットフォーム及び当社が提供するその他のサービスは、日本に居住する方のみご利用いただけます。（日本に在住のお客様のみ申込み可能です。）

1.3. お客様は、取引を行うにあたり、店頭デリバティブ取引約款（以下、「本約款」という。）の各条項の内容を承諾した上で当社と取引を行うものとします。

2. リスク及び自己責任の原則

2.1. お客様は、本約款の事項を承諾し、本取引の内容、仕組み及びリスクを十分に理解の上、自らの判断と責任において当社と取引することに同意します。お客様は、本取引の特徴、リスク、仕組み及び当社が提供する本取引に関する取引条件等について、本約款及び取引説明書を十分に理解及び検討し、又次の各号に掲げるリスク等を十分に理解した上で、お客様の判断と責任において本取引を行うものとします。

2.1.1. 本取引には、政治・経済情勢の変化及び各国政府の規制等による影響を受けるリスクがあること。

2.1.2. 本取引には、システム機器、通信機器等の故障等、不測の事態による取引の制限が生じるリスクがあること。

2.1.3. 外国為替市場及び商品先物市場では、土曜、日曜及び一部の休日を除いて 24 時間常に価格が変動しているので、相場がお客様の予想と反対方向に動いた場合、意図しない差損が発生するリスク（価格変動リスク）があること。

2.1.4. 本取引は、少額の証拠金で行うレバレッジ効果のある取引であり、大きな利益を得る可能性がある反面、多大な損失を生じるリスクがあること。

2.1.5. 本取引には、取引口座毎に損失を抑制する目的で第 16 条に定めるロスカットルール並びに第 17 条に定める強制決済ルール（「ロスカット」並びに「強制決済」とは、お客様の損失を一定の範囲に抑えるための措置として、あらかじめ設定されたロスカット水準若しくは強制決済水準まで相場が動くと自動的に反対売買を行い、損失を限定することをいいます。（ロスカットルール並びに強制決済ルールの基準及びその処理の手順は、当社の判断によって変更することができるものとします。））が設けられていること。そのため、取引対象となる原資産の価格の動きによっては、ロスカット若しくは強制決済が執行されて損失を生ずることとなる可能性があり、当該損失の額が取引証拠金の額を上回る恐れがあること。

2.1.6. 本取引には、主要国での祝日や特定の時間帯において、又、天災地変、戦争、政変、為替管理政策の変更、ストライキ等の特殊な状況下で、当社からのレートの提示が困難になり、お客様が保有するポジションを決済することや新たにポジションを保有することが困難となるリスク（流動性リスク）があること。

2.1.7. 本取引には、当社が本取引に関連して取引を行う金融商品取引業者及び商品先物取引業者や取引先銀行の破綻等による取引制限、又はポジション及び預託証拠金の移管等により被る損害等が発生する信用リスク（カウンターパーティーリスク）があること。

2.1.8. 本取引より生じるお客様の当社に対する債権は、当社に対する一般の債権者と同様に取り扱われること。

2.1.9. お客様と当社が行う取引は、相対取引として行うものであり、当社が提示する銘柄の売付け価格と買付け価格とには値差（スプレッド）があること。

2.1.10. 本取引に関連して発生する金利調整額は、金利状況等により変動するため、損失が発生するおそれがあること。

2.1.11. 本取引においては、両建て取引を行うことができますが、両建て取引は、売値と買値との値差（スプレッド）をお客様が二重に負担することなどから、お客様にとって不利益となりうる取引であること。

2.1.12. 将来、本取引に関連する税制等が変更された場合、当該変更により本取引が影響を受ける税務リスクがあること。

2.1.13. 当社が提供する、一般的な情報提供を目的として AI により生成されたコンテンツ（以下「AI 生成コンテンツ」といいます。）に含まれる金融データ、価格、レバレッジ、証拠金、取引条件その他の情報は、あくまで情報提供を目的としたものであり、いかなる投資助言を構成するものではないこと。また、当該情報の正確性、信頼性および完全性について、いかなる保証も行うものではないこと。

2.1.14. 本取引に含まれるリスクとして上記に掲げられたものは一般的なものであり、リスクの全てを網羅しているものではないこと。

2.2. 本取引は口座開設から決済まで、主としてインターネットを利用した非対面取引により行われるものであり、お客様が単独でパソコン、スマートフォン及びタブレット機器等の基本操作を行えることが前提となります。

3. 用語の定義

3.1. 本約款において、次に掲げる用語の定義は、以下の各号に定めるとおりとします。

3.1.1. 「営業日」とは、取引銘柄毎に国内及び外国の金融機関の営業日を考慮して、当社が定めた日を指すものとします。

3.1.2. 「取引証拠金」とは、本取引を行うために必要な担保金をいいます。

3.1.3. 「有効証拠金」とは、お客様のご口座における、入出金並びに実現された損益及び金利調整額の受払いを反映させた、名目上の資金残高に、ポジションの評価損益総額を加減算したお客様の資金残高の時価評価額をいいます。

3.1.4. 「必要証拠金」とは、本取引に係る取引銘柄毎に定められた、新規取引を行う場合に必要となる証拠金の額をいいます。

3.1.5. 「維持証拠金」とは、ポジション（建玉）を維持するために必要な証拠金の水準をいいます。

3.1.6. 「余剰証拠金」とは、有効証拠金から必要証拠金を控除した額をいいます。

3.1.7. 「オプション購入代金」とは、ノックアウトオプション取引におけるポジション価格に取引数量を乗じたオプション総代金のことをいいます。

3.1.8. 「通知」とは、当社が提供するオンライントレードシステム（以下、「本システム」という。）を通じて、又はその他の方法により、お知らせする内容を確認できるようにすることをいいます。

3.1.9. 「取引レート」とは、市場若しくは当社のカバー先から配信された価格を参考にし、 当社所定の基準に従い当社が独自に提示する価格をいいます。

3.1.10. 「ポジション」とは、お客様の買い注文又は売り注文により成立した取引のうち、未決済の取引をいいます。

3.1.11. 「本取引プラットフォーム」とは、お客様が当社との間で行う店頭デリバティブ取引のために当社が提供する取引プラットフォームをいいます。

3.1.12. 「反対売買」とは、ポジションを転売又は買戻しにより差金決済することをいいます。

3.1.13. 「金利調整額」とは、取引の対象となる外貨と円貨、外貨どうしの金利差調整分、 CFD 取引でポジションを翌営業日に持ち越した際に発生する金利等を換算し、清算する調整額をいいます。

3.1.14. 「権利調整額」とは、CFD 取引の参照原資産の個別株等において、配当金・分配金が発生した場合、受払いする調整額をいいます。

3.1.15. 「価格調整額」とは、先物を原資産とする CFD 取引の原資産が期日を迎えた場合、限月間の取引価格の差を調整する目的で受払いする調整額をいいます。

3.1.16. 「ロスカット」並びに「強制決済」とは、本取引によるお客様の損失拡大を防ぐ為にポジションを強制的に反対売買することをいいます。

3.1.17. 「本契約」とは、お客様が本約款に同意することにより成立する本約款をその内容とする当社とお客様の間の契約をいいます。

4. 法令等の順守

4.1. お客様及び当社は、本取引にあたり本約款のほか、金融商品取引法、商品先物取引法、外国為替及び外国貿易法及びその他の法令諸規則を遵守するものとします。

5. サービスの範囲

5.1. 当社がお客様に提供する本サービスの取引時間、取引銘柄、取引数量、注文方法、取引に関する情報その他、本サービスによる範囲は、当社が定めるものとします。

5.2. サービス範囲は、お客様に事前に通知することなく変更する場合があるものとします。

5.3. 当社は、AI 生成コンテンツを提供する場合があります。AI 生成コンテンツは、投資助言、金融上の助言、特定の商品に関する推奨、その他の規制対象となる投資サービスを構成するものではありません。AI 生成コンテンツは、お客様の個別の事情、財務状況、投資目的またはリスク許容度を考慮して作成されたものではなく、いかなる場合においても、お客様の属性や状況に応じて調整されるものではありません。

6. 反社会勢力の排除

6.1. お客様は、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から 5 年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」といいます）に該当しないこと、及び暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどを含め、一切の関与をしていないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約いたします。

6.2. お客様は、自ら又は第三者を利用して次の各号の一にでも該当する行為を行わないことを確約いたします。

6.2.1. 暴力的な要求行為

6.2.2. 法的な責任を超えた不当な要求行為

6.2.3. 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為

6.2.4. 風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて当社の信用を毀損し、又は当社の業務を妨害する行為

6.2.5. その他前各号に準ずる行為

6.3. お客様が、暴力団員等若しくは第 1 項のいずれかに該当し、若しくは前項各号のいずれかに該当する行為をし、又は第 1 項の規定にもとづく表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合には、直ちに、お客様は本取引による一切の債務について期限の利益を失うこととし、全ての債務を弁済するものとします。この場合、当社は、お客様の取引口座を閉鎖し、本契約を終了する権利を有します。

6.4. 前項の規定の適用により、お客様に損害が生じた場合には、当社は一切の責任を負いません。又、当社に損害が生じたときは、お客様がその責任を負います。

7. 機器、回線等の環境

7.1. 本取引、及び本取引に付随する各種情報の提供サービスの利用にあたり、お客様は、あらかじめ本取引及び上記サービスを利用するために必要なすべての条件に対応した機器、回線、設備、ソフトウェア等をお客様の責任及び費用負担において準備するものとします。

7.2. 当社の提供する取引環境の規格変更等により、お客様の使用している機器等が当社の定める必須環境若しくは推奨環境に対応することができなくなった場合、お客様は、お客様の責任及び費用負担において本システムに対応した機器、回線等を準備するものとします。

8. 携帯端末向け取引システム

8.1. 携帯端末等（パーソナルコンピューター以外のスマートフォン並びにタブレット機器をいい、以下「モバイル機器」という。）向けの本システムについては、モバイル機器に使用されているハードウェアやソフトウェアが多様であり、全ての機種について動作確認が行われているものではありません。このため、モバイル機器の機種によっては動作又は表示に不具合や誤作動が生じ、取引ができない可能性があります。お客様は、実際の取引で使用しても問題がないとお客様自身が判断した場合に限り、モバイル機器を利用することとします。

8.2. 当社がモバイル機器用に提供する本システムは、本取引に必要な全ての機能を備えているわけではありません。お客様は、パーソナルコンピューター用の本システムを利用できる環境を用意し、モバイル機器用の本システムは補助的な手段としてのみ利用することとします。

8.3. モバイル取引機器用の本システムで実際の取引を行い、何らかのシステム的な問題又は通信の遅延等が発生した結果、お客様が損害等を被った場合でも、その責任は全てお客様が負うこととします。

8.4. 本条の定めは当社が推奨するモバイル取引機器の機種等についても適用されることとします。

9. 禁止行為及び遵守事項並びに当社の権限

9.1. お客様が取引を行うにあたり、お客様は以下の各行為を行ってはならないものとします。

9.1.1. システムに過負荷を与える取引又は自動売買システムを用いた取引を行うこと。

9.1.2. 遅延取引やサーバーの遅延を利用した取引、価格操作、時間操作及び同様の裁定取引により、本取引プラットフォームを不正に使用すること。並びに当社の提示価格が市場価格を適時かつ正確に反映していない状態その他価格の乖離が生じている状態を認識し、又は認識し得たにもかかわらず、当該乖離を利用して継続的又は反復的に取引を行うこと。

9.1.3. 前二号に定める行為に該当する取引のうち、建玉の保有期間が 2 分以内である取引（スキャルピング類似行為）を行うこと。

9.1.4. 本人名義以外の金融機関口座から当社に対して送金を行うこと。

9.1.5. 本取引プラットフォームを個人的な使用以外の目的でインストールし使用すること。

9.1.6. 本取引プラットフォームを違法な目的で使用すること。

9.1.7. 本取引プラットフォームの運営を何らかの形で妨害することができる悪意のあるコンテンツを含む可能性のあるファイルを故意又は過失で送信することを含め、当社のソフトウェア、ハードウェア、システム又はネットワークの適切な運営を妨害する（又は妨害しようとする）こと。

9.1.8. 当社のコンピュータシステム、他の利用者のコンピュータシステム、又はお客様がアクセス権を有していない取引口座への不正アクセスを試みること。

9.1.9. 他の利用者に対する本取引プラットフォームの提供を中断又は低下させるような行為、又はそのおそれのある行為を行うこと。

9.1.10. 虚偽、違法、嫌がらせ、中傷、虐待、憎悪、人種、脅迫、有害、下品、わいせつ、扇動、その他あらゆる種類又は性質の好ましくない、又は不快な資料を作成、配布すること。

9.1.11. 本取引プラットフォームを活用して、営利を目的とした業務を行うこと。

9.1.12. お客様がその権利を所有又は管理しているか、必要な承諾等を得ている場合を除き、故意又は過失により、ソフトウェア又はその他の知的財産を含むファイルをアップロード又はダウンロードすること。

9.1.13. 本取引プラットフォームの全部又は一部のソースコードをリバースエンジニアリング、逆アセンブル又はその他の方法で導き出そうとすること。

9.1.14. 本取引プラットフォーム又はその一部を複写、記録、翻訳又は修正すること。

9.1.15. いかなる方法においても、当社の知的財産権に損害を与え、又は当社の知的財産権を損なわせること。

9.1.16. 本取引プラットフォームの一部を分離し、又はその一部をいかなる機器、ハードウェア又はシステム上でも個別に使用すること。

9.1.17. 本取引プラットフォーム画面又はその一部をコピーすること。（バックアップを目的とした 1 部のみのコピーを除く）

9.1.18. 本取引プラットフォームに設置された、又は含まれるバナー、ロゴ、又はマークをコピーして削除又は破壊すること。又は、第三者の利益のために、第三者にプラットフォームを利用させること。

9.1.19. いかなる手段によっても、本取引プラットフォームのコンピュータコード、基礎となるアイデア、又はコンピュータプログラミングの再構築又は発見を試みること。

9.1.20. 本取引プラットフォームにおける技術的制限を回避し使用すること、又は本取引プラットフォームにおいて無効とされている機能を有効にするためのツールを使用すること。本取引プラットフォームにおける技術的制限を利用して不当な利益を得る操作又は取引を行うこと。

9.1.21. 本取引プラットフォームと競合する機能やサービスを開発するために、同様のプロセスや機能を使用すること。

9.1.22. 本取引プラットフォーム又は金融データを使用して、詐欺的、不適切又は違法な行為（欺瞞的ななりすましを含むがこれに限定されない）を行うこと。

9.1.23. お客様が自己の名義及び計算に基づかず、第三者に取引を行わせ、又は第三者を介して自己に代わって取引を行わせること、その他これらに類する行為を行うこと。

9.1.24. 同一又は類似の金融商品について、ロングポジションとショートポジションその他経済的に同等の反対ポジションを同時又は実質的に同一の時間帯に保有する取引又はこれに類する取引を行う場合において、当該取引が客観的にみて、当社が適用するレバレッジ制限、証拠金要件その他のリスク管理措置を回避し、又は実質的に同等のリスクを中和することにより、通常想定される範囲を超えるエクスポージャーを維持する結果となる行為を行うこと。また、当社が合理的な根拠に基づき、複数の口座が同一のお客様により実質的に支配され、又は当該お客様と共同して本項に定める行為が行われていると認める場合には、これらの口座を一体として本項を適用するものとします。

9.2. お客様は、本取引プラットフォームに関し、次に掲げる事項を遵守するものとします。

9.2.1. お客様の個人的な取引を行う範囲においてのみ、本取引プラットフォームを使用することができること。

9.2.2. 本約款に基づき提供された目的以外の目的で、本取引プラットフォームを使用することは出来ないこと。

9.2.3. 本取引プラットフォームを通じてお客様の取引口座で行われるすべての取引、及び本取引プラットフォームの使用（アカウント認証情報を含む）に対して責任を負うこと。

9.2.4. お客様の取引口座への不正アクセスを防止するため、お客様の利用端末が放置された場合、本取引プラットフォームからログアウトすること。

9.2.5. アカウント認証情報が何らかの形で漏洩したこと、又は第三者が本取引口座にアクセスできる可能性があることを認識した場合、当社所定の方法により直ちに当社に通知すること。

9.3. 当社は、本取引プラットフォームに関して、又はその運営にあたって以下の権限を有するものとし、お客様はこれに同意して本取引プラットフォームを用いるものとします。

9.3.1. 当社は、お客様のご要望に基づき、本取引プラットフォームの内容を修正する権利を有しますが、義務を負うものではありません。

9.3.2. 本契約のいかなる規定も、法令又は自主規制機関の規則に基づいて当社がお客様に対して負う義務又は責任を除外又は制限するものではなく、本契約の他のいかなる規定にもかかわらず、当社は、関連法規の遵守を確保するために必要と考える措置を講じる権利を有するものとします。本契約のいずれかの条項と関連法規との間に矛盾がある場合、関連法規が優先されます。

9.3.3. 当社がセキュリティ違反の可能性があると判断した場合、お客様にアカウント認証情報の変更を要求し、又はお客様の取引口座へのアクセスを一時停止することがあることがあります。

又、当社が、お客様に通知することにより、いつでもお客様のアカウント認証情報を変更、又は新しいアカウント認証情報を発行する権利、又はアカウント認証情報の変更を要求する権利を保持します。

9.3.4. 当社は、お客様が本取引プラットフォームを不正に利用していると判断した場合、全ての当社 WEB サイトへのお客様のアクセスの拒否、アクセス権限の削除、又はお客様の取引口座における取引の停止を行うことができます。

9.3.5. 当社は、必要に応じてお客様に事前の予告なく本契約に基づく取引に係る各種条件等についての変更を行うことができるものとします。

9.4. 当社は、お客様が本条 1 項に定める禁止行為を行った場合、又は客観的かつ合理的な根拠に基づき当該行為が行われたと認められる場合には、当該状況の継続又は拡大を防止するために必要かつ合理的な範囲で、以下の措置を講じることができるものとします。

9.4.1. お客様の取引口座における新規取引の制限又は拒否、未約定注文の取消し

9.4.2. 当該状況に関連するポジションの全部又は一部の縮小又は決済

9.4.3. お客様の取引口座の全部又は一部の制限又は閉鎖、及び第 26 条に基づく本契約の終了

9.5. 当社は、前項の措置を講じた場合には、その理由について合理的な範囲でお客様に説明するものとします。ただし、不正行為の防止又は当社のリスク管理上必要がある場合には、当該説明の全部又は一部を省略することができるものとします。

9.6. 前二項の措置は、本契約の解約又は解除を妨げるものではなく、当社は、必要に応じて、本約款に基づき本契約を解約することができるものとします。

10. 口座開設

10.1. お客様は、本取引を行うことを目的として、本約款その他当社の定める規則等に同意の上、本人確認の手続等、当社所定の手続により取引口座の開設の申込を行なうものとします。ただし、口座開設の申込みにあたっては、以下の各号の要件を満たしていることを必要とします。

10.1.1. 本取引の特徴、仕組み、リスクについて十分に理解し、本約款及び取引説明書に全て同意していただくこと。

10.1.2. 当社から E メール若しくは電話で直接、口座開設者ご本人と常時連絡が取れること。インターネット利用環境が整っておりご自身の E メールアドレスをお持ちであること。

10.1.3. 契約締結前の交付書面、契約締結時の交付書面、取引残高報告書、証拠金の受領に係る書面その他金融商品取引法並びに商品先物取引法上交付すべき書面を電磁的方法により提供することを、書面又は電磁的方法によりご承諾頂けること。

10.1.4. 日本国のみに居住する満 20 歳以上 75 歳未満の行為能力を有する個人（成年被後見人、被保佐人、被補助人を除く。）であること。

10.1.5. 本サービスにかかる本約款及び取引説明書、その他当社の定める規則等を理解するに十分な日本語の能力をお持ちであること。

10.1.6. 本約款に基づく本契約の締結、交付及び履行、並びにお客様が行おうとする各取引を含む本取引プラットフォームの使用が、お客様に適用される法令、規則、あるいはお客様が拘束される契約又はお客様の資産に影響を与える契約に違反するものではなく、又今後も当該違反を惹起するものでないこと。

10.1.7. お客様が当社に指示する金融機関口座（振込先預金口座）は、国内の金融機関口座であること。

10.1.8. お客様の個人情報を正確にご登録頂けること及び所定の本人確認が行えること

10.1.9. マネーロンダリング等の公序に反する取引その他不法又は不正の疑いのある取引に利用するために本取引を行わないこと及び反社会的勢力の団体及びその一員でないこと。

10.1.10. 金融商品取引または商品先物取引に関する業務を行う業者（法令又は加入する金融商品取引業協会または商品先物取引協会の定める規則等によって、所属する役職員による本取引が禁止され又は不適切であるとされている場合に限る。）に勤務していないこと。

10.1.11. お客様及びその家族が、外国 PEPs（犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則 15 条に掲げる者）に該当しないこと。

10.1.12. 証券 CFD 口座並びに商品 CFD 口座の開設は、FX や株式等のリスク商品の投資経験があること

10.1.13. その他当社が定める基準を満たしていること。

10.2. 本約款により行われるすべての取引に関する金銭の計算は、取引口座により行うものとします。

10.3. 取引口座の開設の諾否は、当社が当社の審査基準に基づき判定するものとし、お客様は当社が取引口座の開設を承諾した場合に限り、本取引を行うことができます。なお、当社の審査の内容については一切開示しないものとします。

10.4. 口座の認証に使用する ID（E メールアドレス）、パスワード及びパスキーは、お客様ご本人のみが使用できるものとし、お客様は、これらを共同で使用し、又は他に貸与、若しくは譲渡することはできません。お客様ご本人以外の方の使用が判明した場合は、本システムの利用を停止いたします。又、お客様は ID、パスワード及びパスキーが第三者により不正に使用されないよう、これを適正に管理しなければならないものとします。

10.5. 当社は、当社が送信を受けた ID、パスワード及びパスキーが当社に登録された ID、パスワード及びパスキーと一致することを当社所定の方法により確認し、相違ないと認めて取り扱った場合は、実際の通信当事者がお客様本人でなかったときでも、お客様本人による通信とみなして取り扱うことができるものとします。当社は、当社に故意又は重大な過失がある場合を除き、当該取り扱いによって生じた損害について責任を負わず、当該取引に係る一切の債権債務及び責任は、お客様ご本人に帰属するものとします。

10.6. お客様は、口座開設時に当社に対して届け出た住所、連絡先電話番号及び E メールアドレスを含むお客様の登録データに変更があった場合には、当社に対して当該変更後の情報を遅滞なく届け出るものとします。本項に基づき届け出た情報に変更が生じた際にも、同様とします。

10.7. 当社は、口座開設後も、マネーロンダリング等に関する規制の遵守のため、又はその他の理由に基づき、お客様に情報の提供を求めることがあり、お客様は当社の求めに応じて、情報を提供するものとします。

11. 取引証拠金

11.1. お客様は、当社と本取引を行うにあたり、本取引によって生じるお客様の一切の債務を担保するために、当社に対して、当社が定める金額以上の取引証拠金を、当社の定める方法により取引口座にあらかじめ預託するものとします。お客様が当社に預託した金銭はすべて取引証拠金として取扱われるものとします。

11.2. 必要証拠金の額は、外国為替、有価証券、商品その他指数・指標等の金融市場・商品先物市場を考慮のうえ当社が別途定めるものとします。また、当該必要証拠金の額は、金融商品、お客様のリスク特性又は規制上の分類に応じ、客観的かつ合理的な基準に従い、合理的な範囲で異なる内容が適用される場合があります。

11.3. 当社は、市場、相場等の変動により、必要証拠金の額を当社の任意で変更することができるものとします。当該変更は、原則として新規取引に適用されるものとしますが、当社が必要と認める場合には、既存のポジションにも適用されることがあります。お客様は、当該変更が既存のポジションに適用された場合には、当該変更により第 16 条に定めるロスカットが行われるリスクがあることに同意するものとします。

11.4. 当社は、前項の必要証拠金の額の変更について、新規取引に適用される場合には当社の取引プラットフォーム又はウェブサイト上での表示その他当社が適当と認める方法により開示するものとし、既存のポジションに影響を及ぼす場合には、合理的な範囲で事前にお客様に通知するものとします。

11.5. お客様は、ノックアウトオプション取引において、オプション購入代金の徴収がポジションの決済時に行われることに同意するものとします。

11.6. お客様が取引口座に入金される場合、当社指定の金融機関口座へ円貨にて預託するものとし有価証券又は外貨による預託は受け付けないものとします。当社は、お客様の入金を当社指定の金融機関口座において確認が完了した時点で、遅滞なく取引口座へ反映いたしますが、お客様は、お客様の入金手続きから当社の入金確認後の取引口座への反映には時間差があることを理解し、当該時間差により、第 16 条に定めるロスカット並びに第 17 条に定める強制決済が行われるリスクがあることに同意するものとします。

11.7. お客様が当社に預託されている取引証拠金の額が、ポジションを維持するために必要な額を超過している場合、お客様は、当該超過額の一部又は全部の出金を請求することができるものとし、当該出金に係る請求は、原則として当社の指定する出金依頼フォームにより受け付けるもとします。又、お客様の出金の 1 回あたりの最低出金額は 10,000 円とします。

11.8. お客様と当社間の証拠金の受払の方法に関しては、日本国内の金融機関の口座への送金による方法に限るものとします。尚、送金手数料は、当社から送金する際は当社の負担、お客様から送金される際はお客様の負担とします。

12. 手数料

12.1. 当社は本取引に係る次の各号に定める手数料を徴収するものとします。

12.1.1. ノンスリップ手数料

13. 取引レート

13.1. 当社がお客様に提示する取引レート（売買価格）は、当社のカバー先が当社に提示する取引レートを参考に、当社が独自に生成した取引レートであることにお客様は同意するものとします。

13.2. 当社は、お客様が売ることができるレート及び買うことができるレートを、本システムを通じて原則として同時に提示するもの（2way プライス方式）とします。

13.3. お客様は、前項の定めによる提示レートのうち、お客様が買うことができるレートの方が売ることができるレートと比較して高くなること、及び相場の急変や原資産の流動性の変化等により、その値差（スプレッド）が一定ではないことについて同意するものとします。

13.4. お客様は、本邦通貨を介さない外貨による銘柄の評価損益及び確定損益は、当社が決定した取引レートにより本邦通貨に換算され、取引口座に反映されることについて同意するものとします。

13.5. お客様は成り行き注文又は指値注文、逆指値注文などの場合はレートの変動などにより、実際の約定価格が取引画面のレート、又はお客様が注文したレートと同一にならない場合があること（スリッページ）、にあらかじめ同意するものとします。

13.6. お客様は当社に対し、当社が提示する取引レート以外の市場及び外国為替レートを主張できないことをあらかじめ了承するものとします。

14. 売買注文の受付・実行

14.1. お客様が本システムを利用して当社へ発注する売買注文は、お客様が注文を送信したのち、当社がその送信内容を受信した時点を注文の受付とします。

14.2. お客様が本システムを利用して当社に指示した売買注文が、次に掲げる事項のいずれかに該当する場合、当社は決済するために必要な反対売買の注文以外、すべての注文の執行を行わないものとします。ただし、当社が必要と認める場合は、これを除きます。

14.2.1. お客様の取引口座の余剰証拠金が、売買注文が成立した場合に必要となる取引証拠金の額に満たない場合。

14.2.2. お客様の売買注文の内容が本約款・取引説明書等、又は当社が定める本システムを利用した取引に関するルールに違反する場合。

14.3. 当社は、市場の状況又はリスクの変化に応じて、注文の受付又は執行の適切な管理のために必要かつ合理的な範囲で、各金融商品について以下の制限又は条件を設定し、又は変更することができるものとします。

14.3.1. 取引数量又は保有可能なポジションの上限その他これに類する制限

14.3.2. 当社が当該金融商品について提示する価格に適用される取引条件（スプレッド、約定可能な価格範囲、ノックアウトオプションにおける指定可能な価格水準その他これらに類する条件を含みます。）

14.4. 前項の制限又は条件は、ボラティリティの拡大が見込まれる場合、重要な発表若しくはイベントの前後、市場の流動性が低下している場合その他リスクが高まると合理的に認められる状況において適用されるものとします。

14.5. 前各項の制限又は条件は、金融商品、お客様のリスク特性又は規制上の分類に応じ、客観的かつ合理的な基準に従い、合理的な範囲で異なる内容が適用される場合があります。

14.6. 当社は、前各項の制限又は条件を適用した場合には、その内容及び理由について合理的な範囲でお客様に説明するものとします。ただし、不正行為の防止又は当社のリスク管理上必要がある場合には、その全部又は一部を省略することができるものとします。

14.7. 当社が提示した取引レートが、誤配信等により明らかに市場の実勢レートと乖離していると合理的に判断される場合は、当社は当該レートにより約定したご注文を取り消すことができるものとします。

15. ロールオーバー

15.1. お客様が、1.1.1 に規定する取引に関し、お客様のポジションについて反対売買等の決済取引を行わない場合、当社は、決済期限をその翌営業日に繰り延べるロールオーバーの処理を行うとともに、お客様の取引口座にて、お客様のポジションの損益、金利調整額の受け払いを行うものとします。

15.2. 前項の金利調整額は、当社のカバー先が当社に提示する額を参考に、当社が独自に生成した金利調整額であることにお客様は同意するものとします。

15.3. 各国通貨や金利水準は、大きく変動することがあり、金利調整額にも影響します。このことで当社が提供する金利調整額は随時変更される可能性があり、場合によっては金利調整額が受取から支払いに転じることがあることをお客様は同意するものとします。

15.4. お客様は、本邦通貨を介さない外貨による金利調整額は、当社が決定した取引レートにより本邦通貨に換算され取引口座に反映されることについて同意するものとします。

15.5. 本取引は、取引説明書に規定するところにより、金利調整額が発生します。当社は、お客様の取引口座にて、お客様のポジションの損益、金利調整額の受け払いを行うものとします。

15.6. 先物を原資産とする CFD 取引の取引価格は、原資産が期日を迎えた場合に、参照する原資産価格が翌限月に切り替わります。そのため、先物を原資産とする CFD ポジション（＝未決済ポジション）を期日を超えて保有する際は、限月間の取引価格の差を調整する価格調整額の受払いをすることによって、ロールオーバーするものとします。

16. ロスカット

16.1. 当社は、お客様のポジションを、当社の定める頻度で、当社の提示する取引レートにて時価評価をし、有効証拠金額が維持証拠金額以下となった場合に、お客様に事前に通知することなく、お客様のポジションを当社が任意に決済（ロスカット）するものとします。

16.2. 前項に定めるロスカットは成行きにより処理するものとし、お客様は、市場環境によりお客様が預託した取引証拠金を超える損失が発生する可能性があることを承諾するものとします。

16.3. お客様が新たに証拠金を当社に差し入れた場合でも、取引口座への反映が間に合わず、ロスカットにより反対売買されることがあることにあらかじめ同意するものとします。

16.4. 必要証拠金率等については当社の判断により変更できることに同意するものとします。

17. 強制決済

17.1. 当社は、お客様の保有するオプションを、当社の定める頻度で、当社の提示する取引レートにて時価評価をし、有効証拠金額が担保金の額以下となった場合に、お客様に事前に通知することなく、お客様の保有するオプションを当社が任意に強制決済するものとします。

17.2. 前項に定める強制決済は成行きにより処理するものとし、お客様は、市場環境によりお客様が預託した取引証拠金を超える損失が発生する可能性があることを承諾するものとします。

17.3. お客様が新たに証拠金を当社に差し入れた場合でも、取引口座への反映が間に合わず、強制決済により反対売買されることがあることにあらかじめ同意するものとします。

17.4. 必要証拠金率等については当社の判断により変更できることに同意するものとします。

18. 決済に伴う不足金

18.1. お客様がポジションを決済したことにより確定損金が生じた場合で、当該確定損金の額が、当社がお預かりしている取引証拠金及びお客様の計算に属する金額を上回る不足金が生じたときは、お客様は当社の請求により当該不足金の発生した日の翌々営業日の日本時間午後 3 時までに当該不足金額をお客様の取引口座に差し入れるものとします。

18.2. お客様の口座に不足金が発生している場合、当社はお客様の出金依頼を留保することができるものとします。

18.3. 本条 1 項及び 2 項の規定は、前条によるロスカット若しくは強制決済（以下「ロスカット等」といいます）により不足金が発生した場合に準用されるものとします。

18.4. ロスカット等によって反対売買が行われた結果、お客様に債務が生じた場合は、お客様は当社が指定する期日までに当社に対して残債務の弁済を行う必要があり、元本超過損の充当がなされない場合で、他の取引口座に証拠金がある場合は、その証拠金をもって当該証拠金超過損へ充当します。この場合、充当元の選定等は当社の任意で行います。他の取引口座に十分な余剰証拠金がなく、ポジションを保有している場合、当社の任意でポジションの一部もしくは全部を決済した上で、当該証拠金超過損へ充当する可能性があります。

19.期限の利益の喪失

19.1. お客様について、次の各号の事由のいずれかに該当する事由が生じた場合には、当社から通知、催告等を必要とせず、お客様は、当社に対するすべての本取引に係る債務について期限の利益を失い、お客様は直ちに債務を弁済するものとします。

19.1.1. 支払の停止又は破産、会社更生・民事再生手続、若しくは特別清算手続開始の申立があったとき。

19.1.2. 手形交換所の取引停止処分を受けたとき。

19.1.3. お客様の当社に対する本取引に係る債権その他一切の債権のいずれかについて仮差押、保全差押又は差押の命令、通知が発送されたとき。

19.1.4. お客様の当社に対する本取引に係る債務について差し入れている担保の目的物について差押又は、競売手続の開始があったとき。

19.1.5. 外国の法令に基づく前各号のいずれかに相当又は類する事由が生じたとき

19.1.6. 虚偽の申告で口座開設申し込みをしたことが判明したときその他お客様が当社に対して重大な虚偽の申告をしたことが判明したとき。

19.1.7. 住所変更の届出を怠るなどお客様の責めに帰すべき事由によって、当社にお客様の所在が不明となったとき、あるいは、当社からの電話等による連絡が不可能であると当社が判断したとき。

19.1.8. 当社 WEB サイト、又は当社の電気通信に関する機能、機器に支障を及ぼし又は及ぼす恐れがある行為を行ったと当社が判断したとき。

19.1.9. 海外に居住することとなったとき。

19.1.10. 死亡したとき。

19.1.11. 心身機能の重度な低下により、本取引の継続が著しく困難又は不可能となったとき。

19.1.12. お客様が当社の業務に支障をきたす行為を行ったとき。

19.1.13. その他、当社が取引を継続することが困難であると判断したとき。

19.2. お客様について、次の各号の事由のいずれかが生じた場合には、当社の請求によって、お客様は、当社に対する本取引に係るお客様の債務は期限の利益を失い、お客様は直ちに債務を弁済するものとします。

19.2.1. お客様の当社に対する本取引に係る債務又はその他一切の債務のいずれかについて一部でも履行を遅滞したとき。

19.2.2. お客様の当社に対する債務（但し、本取引に係る債務を除く。）について差し入れている担保の目的物について差押又は競売手続の開始（外国の法令に基づくこれらのいずれかに相当又は類する事由に該当した場合を含む。）があったとき。

19.2.3. お客様が当社との本約款、取引説明書その他当社の定める規則等に違反したとき。

19.2.4. 前 3 号のほか債権保全を必要とする相当の事由が生じたとき。

20. 支払不能又は不能となる恐れがある場合の措置

20.1. お客様が前条第 1 項各号のいずれかに該当したときは、当社は任意に、お客様への事前の連絡やお客様の承諾を得ることなく、お客様が取引口座を通じて行っているすべてのポジションにつき、お客様の計算において、反対売買により決済することができるものとし、又、未約定の注文をキャンセルすることができるものとします。

20.2. お客様が前条第 2 項 1 号に掲げる債務のうち、本取引に係る債務について一部でも履行を遅滞したときは、当社は任意に、お客様への事前の連絡及びお客様の承諾を得ることなく、お客様が取引口座を通じて行っているすべてのポジションにつき、お客様の計算において、反対売買により決済することができるものとし、又、未約定の注文をキャンセルすることができるものとします。

20.3. お客様が前条第 2 項の各号のいずれかに該当したときで、当社から請求があった場合には、お客様は、当社の指定する日時までに、当社の取引口座を通じて行っているすべてのポジションを決済するために必要な反対売買等を、当社に注文するものとします。なお、お客様が当社の指定する日時までに反対売買の注文を行わないときは、当社は任意に、お客様への事前の連絡、及びお客様の承諾を得ることなく、お客様が取引口座を通じて行っているすべてのポジションを、お客様の計算において、反対売買により決済することができるものとし、又、未約定の注文をキャンセルすることができるものとします。

20.4. 前各号の反対売買等を行った結果、お客様が預託された取引証拠金以上の損失が生じた場合には、お客様は当社に対して、当該相当金額を直ちに支払うものとします。

21. 差引計算

21.1. 第 18 条の規定によりお客様が期限の利益を喪失した場合であってお客様が当社に債務を負担する場合、当社は、お客様の債務とお客様の当社に対する本取引に係る債権その他一切の債権を、その債権の期限にかかわらずいつでも相殺することができるものとします。

21.2. 前項の相殺ができる場合には、当社は事前の通知及び所定の手続きを省略し、お客様に代わり預託金の払戻しを受け、お客様の債務の弁済に充当することができるものとします。

21.3. 前 2 項によって差引計算を行う場合、債権債務の利息、損害金等の計算については、その期間の計算実行の日までとし、債権債務の利率については、当社の定める率によるものとし、又差引計算を行う場合、債権及び債務の支払通貨が異なるときに適用する外国為替相場については、当社の指定する通貨によるものとし、お客様の当社に対する外貨建ての債務を円貨額に換算する場合は当社の指定する為替レートを適用するものとします。

21.4. 第 18 条の債務の弁済又は本条に定める差引計算を行う場合、お客様の債務の全額を消滅させるのに足りないときは、当社は、当社が適当と認める順序及び方法によりお客様の債務の弁済に充当することができるものとします。

22. 遅延損害金の支払

22.1. お客様が本取引に関し、当社に対する債務の履行を怠ったときは、当社は、履行期日の翌日より履行の日まで、年率 14.6%の割合による遅延損害金を申し受けることができるものとします。

23. 譲渡の禁止

23.1. お客様が当社に対して有する一切の債権は、他に譲渡、質入れ、その他一切の処分をすることができないものとします。

23.2. お客様は、当社の書面による事前の同意がない限り、本契約上の地位又は本契約に基づく権利及び義務を第三者に譲渡しないものとします。

23.3. お客様は、当社が、合理的な期間内に通知を行うことにより、お客様の事前の書面による同意なく、当社が、当社の事業譲渡又は会社分割等の組織変更等に伴い、本契約上の地位又は本契約に基づく権利を第三者に承継させることがあることを認め、あらかじめ同意するものとします。

24. 報告

24.1. お客様若しくはその法定代理人、承継人等は、お客様について第 18 条の 1 項及び第 2 項の各号のいずれかの事由が生じた場合には、当社に対し書面をもってその旨の報告をするものとします。

25. クーリングオフ

25.1. お客様は当社にて取引を行うにあたり、本約款及び各取引説明書の内容を十分に理解したうえで、お客様ご自身の責任と判断により取引を行うものとし、取引の性格上クーリングオフは出来ないことに同意するものとします。

26. 本契約の期間、契約の終了

26.1. 本契約は、口座開設日に発効し、本契約の規定に従っていずれかの当事者が解約するまで効力を有します。

26.2. お客様は、当社所定の方法で当社に通知することにより、いつでも本契約を解約することができるものとします。

26.3. お客様が第 6 条若しくは第 18 条のいずれかに該当することとなった場合、又は次に掲げる事項のいずれかに該当したときは、当社はお客様との間の本契約を直ちに解約し、お客様の取引口座を閉鎖できるものとします。

26.3.1. お客様が当社に対し、本契約の解約若しくは取引口座の閉鎖の申し入れをしたとき。

26.3.2. お客様が本約款の条項のいずれかに違反し、当社が解約を通告したとき。

26.3.3. 第 37 条に定める本約款の変更にお客様が同意しないとき。

26.3.4. 端末、機器、回線、設備、ソフトウェア等の不正な操作若しくは改変等による取引を行ったとき又はそのような取引を行ったと合理的に認められるとき。

26.3.5. 当社取引システムに何らかの負荷等を与え、取引システムの正常運用に支障をきたしたとき、又はそのおそれがあると合理的に認められるとき。

26.3.6. お客様の意思に因らずに取引口座が開設されていたとき、又はお客様の取引口座が第三者若しくは架空の名義で開設されていたと合理的に認められるとき。

26.3.7. 取引口座名義人が含まれるか否かにかかわらず、お客様の単一の取引口座を複数の者が利用し取引したとき、お客様の取引口座を、お客様以外の第三者に利用させたとき、あるいはお客様の計算でお客様以外の第三者に取引をさせたとき、又はそのような取引を行ったと合理的に認められるとき。

26.3.8. 当社が取引口座名義人の本人確認に応じるよう期間を定めて求めたにもかかわらず、これに応じないとき、その他お客様が当社が実施する確認作業に関して要求された情報を提供しない場合。

26.3.9. お客様が日本国内の居住者でないことが判明したとき、又はお客様から非居住者となる申し出があったとき。

26.3.10. お客様が第 10 条第 1 項の口座開設要件を満たさなくなったとき。

26.3.11. お客様の取引口座において、相当期間お取引が確認出来ないとき。

26.3.12. お客様が行った表明（本約款に基づき行う表明を含みます。）について、重要な点において虚偽又は誤りがあったことが判明した場合。

26.3.13. 前各号の他、やむを得ない事由により、当社が取引を継続することが不適切であると認めたとき。

26.4. 本条第 3 項各号により本契約の解約及び口座を閉鎖する場合において、取引口座にポジションが残存する場合は、第 18 条 3 項の規定を準用するものとします。

26.5. 当社あるいはお客様により本契約を解約する意思表示が示された場合、当該意思表示が撤回されなければ、解約の意思表示が提示されて以降、当社はポジションの決済を除く注文の受注を拒否することができるものとします。

26.6. 当社は、第 6 条に規定される場合を除き、お客様が当社に対して債務がない場合にのみ、お客様の口座を閉鎖します。口座閉鎖前にお客様の取引口座で発生した損失分はすみやかにお支払いいただきます。

26.7. お客様が取引口座の資金をすべて引き出し、取引口座を閉鎖することなく取引を停止した場合、お客様の口座は、お客様が資金を入金するまで非稼働状態となります。この場合、当社は、本条 3 項に基づき、口座を閉鎖し、契約を終了させる権利を有します。

26.8. 本契約が解約又は解除された場合、当社は、お客様の取引口座を通じて提出された出金依頼に基づき、お客様の取引口座に残っている証拠金を遅滞なくお客様に返還します。又、お客様が出金依頼を提出されない場合、当社は当社の判断により、当該資金を登録されたお客様の金融機関口座に送金できるもとします。

27. 届出事項の変更

27.1. 当社に届け出たお客様の氏名、住所、その他お客様情報のいずれかの事項に変更があったときは、お客様は、当社に対し直ちに当社の指定する方法により、その旨の届出をするものとします。

28. 報告書の作成及び提出

28.1. お客様は、当社がお客様に係る本取引の内容その他について、日本国の法令等に基づき政府機関より要求される場合、お客様に事前に通知することなく、当社が政府機関宛に報告をすることに異議を述べないものとします。この場合、お客様は、当社の指示に応じて、当該報告書その他の書類の作成に協力する義務を負うものとします。

28.2. 前項の規定に基づく報告書その他の書類の作成及び提出に関して発生した一切の損害については、当社は故意又は重過失がない限り、免責されるものとします。

29. 免責事項

29.1. 当社は、次に掲げる事項につきお客様に発生した損害については、免責されることとします。但し、当社に故意又は重過失がある場合を除きます。

29.1.1. 天災地変、政変、ストライキ、外貨事情の急変等、不可抗力と認められる事由により、本取引の執行、金銭の授受又は寄託の手続き等が遅延し、又は不能となったことにより生じた損害。

29.1.2. 金融市場、外国為替市場若しくは商品先物市場の閉鎖又は規則の変更等の事由により、お客様の本取引に係る注文に当社が応じ得ないことにより生じた損害。

29.1.3. 電信、インターネット又は郵便の誤謬、遅延等当社の責めに帰すことのできない事由により生じた損害。

29.1.4. 出金フォームにより当社に送信された出金依頼情報と、お客様があらかじめ当社に届け出たお客様情報及び出金先情報を相違ないものと当社が故意又は重大な過失なく判断し、出金登録、返金処理その他の処理が行われたことにより生じた損害。

29.1.5. お客様の ID、パスワード及びパスキー等をお客様ご自身が使用したか否かに拘らず、あらかじめ当社に登録されているものとの一致を当社が確認して行った取引により生じた損害。

29.1.6. お客様のコンピューターのハードウェアやソフトウェアの故障、誤作動、当社のコンピューターシステム、ソフトウェアの故障、誤作動、処理の遅延（当社に故意又は重大な過失がある場合を除く）、市場関係者や第三者が提供するシステム、通信機能、ソフトウェアの故障、誤作動等、取引に関係する一切のコンピューターのハードウェア、ソフトウェア、システム及び通信機能の故障や誤作動により生じた損害。

29.1.7. 当社が提示する取引レートが金融市場又は外国為替市場の実勢レートと大幅に乖離している等、明白に誤りと合理的に判断される等の事由により、取引の約定が取り消しとなったことにより生じた損失及び損害。

29.1.8. お客様の注文ミス又はお客様が注文に必要な確認を怠った等の事由により、注文が約定され、又は約定されなかったことにより生じた損害。

29.1.9. 日本の休日又は当社の取扱時間外(取引時間内であるが、システムメンテナンスにより取引が行われない時間を含む)のために、お客様の注文に応じ得ないことにより生じた損害。

29.1.10. 日本の休日又は当社の取扱時間外（取引時間内であるが、システムメンテナンスにより取引が行われない時間を含む）のために、店頭デリバティブ取引に係る諸通知が遅延したことにより生じる損害。

29.1.11. 本取引に関連して当社がお客様に提供した情報に誤謬、欠陥が存在したことにより生じる損害（当社に故意又は重大な過失がある場合を除く）。

29.1.12. お客様が当社の指定する金融機関の口座に取引証拠金の送金を行ったにも拘らず、当該取引証拠金の送金が当社の責めに帰すことのない事由により遅延したために、お客様の取引口座に生じた損害。

29.1.13. お客様が第 16 条及び第 25 条 3 項第 2 号から第 13 号までのいずれかの事由に該当した場合に、当社がお客様の口座の利用を制限したことにより生じる損害。

29.1.14. 本約款の範囲外で当社が任意に提供する取引参考情報等に係るサービスを利用したことによりお客様に生じる損害。

29.1.15. 本取引プラットフォームについて、本来の使用方法と異なる使用方法で利用したことに伴いお客様に生じる損害。

30. 非保証

30.1. 当社は、本約款において特に明記されない限り、本取引プラットフォームに関し、いかなる表明及び保証を行うものではありません。当社は、以下のことについて表明及び保証を行いません。

30.1.1. 本取引プラットフォームが常にアクセス可能であること、又は常に中断されないこと（本取引プラットフォームへのアクセスは、定期的なメンテナンス、修理、再構成又はアップグレードによって影響を受けることがあります）。

30.1.2. 本取引プラットフォームの操作、品質又は機能に関すること。

30.1.3. 本取引プラットフォームにエラーや欠陥がないこと。

30.1.4. 本取引プラットフォームが、ウイルス又は汚染若しくは破壊的な性質を持つその他のもの（お客様のデータ又はその他の財産の損失又は破損をもたらす場合を含む）を含んでいないこと。

30.1.5. お客様の本取引プラットフォームの利用に関連して、当社又は第三者のサービスプロバイダーがお客様に提供する口座関連情報並びに取引参考情報、その他の情報が正確又は完全であること。

30.2. 当社がお客様に提示する取引価格は、当社のカバー取引先から配信された取引価格を参考に、当社所定の基準に従い、当社が独自に提示する取引価格です。

31. 損害賠償の制限および責任等

31.1. 当社は次の各号に係る事象についての一切の責任を負わないものとします。

31.1.1. 当社は、本契約に起因又は関連して生じた間接的な損失又は損害、費用、経費その他の賠償請求について、一切の責任を負わないものとします。

31.1.2. 当社は、当社提供による WEB サイト又は取引プラットフォームにおいて利用可能な、又は当社が他の手段により提供する取引参考情報（AI 生成コンテンツを含む）、価格、レバレッジ、証拠金又はその他の情報の使用から直接的又は間接的に生じる、利益の減少を含むいかなる損失又は損害についても責任を負わないものとします。

31.2. お客様が本約款に違反し、またはお客様の責に帰すべき事由により当社に損害が生じた場合、当社は、当該損害の範囲内において、お客様に対して損害賠償を請求することができるものとします。

31.2.1. 当社は、前項の損害賠償請求権の行使にあたり、当社がお客様に対して負担する一切の金銭債務と、当社のお客様に対する損害賠償請求権その他の債権とを、期限のいかんを問わず、相殺することができるものとします。

31.2.2. 当社は、前各項の損害賠償請求権の保全のため、当社が合理的と判断する期間、お客様の口座に係る資産の出金その他の取引の全部または一部を制限することができるものとします。

31.2.3. 本項に係る損害賠償請求権の行使にあたっては、当社は当該損害の内容およびその算定根拠について、合理的な範囲でお客様に説明するものとします。

32. 知的財産権の帰属等

32.1. 本取引及び本取引に付随して提供される各種情報提供サービスにおける一切の著作権等の知的財産権は、当社又は正当な権利を有する第三者に帰属します。当社のライセンス提供者の知的財産権に関する詳細は、「第三者知的財産権」をご確認ください。

32.2. お客様は、本取引及び本取引に付随して提供される各種情報の提供サービスを利用して得られる数値、ニュース等の情報は、お客様の取引のみを目的として利用するものとし、第三者への情報提供、営業目的の利用、情報の加工又は再配信等、お客様の個人利用以外を目的として使用してはならないものとします。

32.3. 特に明記されない限り、当社 WEB サイトに表示若しくは含まれる全ての商標、サービスマーク、デザインマーク、特許、著作権、データベース権、及びその他の全ての知的財産に係る権限は当社若しくは Plus500 Ltd.が保有します。当社 WEB サイト上の全ての情報、テキスト、素材、グラフィックス、ソフトウェア、及び広告は、特に明記されない限り、当社若しくは Plus500 Ltd.とそのサプライヤー、及びライセンサーに著作権があります。

32.4. 本約款に規定されている場合を除き、当社がお客様に当社の WEB サイトの使用を許諾することが当然にお客様に対して当該 WEB サイト上にある知的財産に対する権利等を付与するわけではありません。

32.5. 当社が商標権を有する知的財産（商号・ロゴ等）について、お客様は、当社の書面による同意なしに使用することはできません。

32.6. 当社は、本取引プラットフォームに関する一切の権利を保持します。本取引プラットフォームに係るすべての権利は、当社がお客様に本取引プラットフォームにおける取引に必要な範囲でその使用を認めるものであり、販売するものではありません。本取引プラットフォームのソフトウェアに関するすべての権利は、当社に帰属するものとします。本取引プラットフォーム又はその一部に関する知的財産権はお客様に付与又は譲渡されるものではありません。

33. 通知の効力

33.1. お客様が届け出た住所又はお客様の E メールアドレス宛てに当社が行った本取引に関する諸通知が、転居、不在その他当社の責めに帰さない事由により、遅延して到達し、又は到達しなかった場合は、通常到達すべき時限に到達したものとみなします。

34. 準拠法及び管轄裁判所

34.1. 本約款の解釈、解釈、効果及び執行可能性は、日本の法律に準拠するものとし、お客様及び当社は、紛争の解決のために東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

35. 取引説明書等の準拠

35.1. 本約款に定めのない事項に関しては、取引説明書、その他当社の定める規則等に従うものとします。上記の当社の定める規則等は、WEB サイトで掲示するなど当社の定める方法によりお知らせいたします。

36. 個人情報の取扱い

36.1. 当社におけるお客様の個人情報の取扱い、利用目的等は、別に定めるプライバシーポリシーにて規定し、WEB サイトで掲示するなど当社の定める方法によりお知らせいたします。又、お客様は、本契約に基づく当社の義務の履行、及びお客様と当社との関係の管理を目的として、当社が当該情報を当社のプライバシーポリシーに基づいて取り扱うことにつき、同意するものとします。

37. 本約款の変更

37.1. 本約款は、法令の変更又は監督官庁の指示、その他必要が生じたときに随時改訂することがあります。当社が本約款を変更又は廃止する場合は、本約款を変更する旨、変更後の本約款の内容及び変更後の本約款の効力発生日その他の事項を、所定の告知方法又は当社の WEB サイトにおける表示その他の方法により告知又は表示するものとします。変更後の本約款は、効力発生日からその効力が生じます。この場合、当社に異議の申出がないときは、お客様はその変更にご同意いただいたものとして取り扱います。

38. 記録類

38.1. お客様は、誤りであることがお客様により証明されない限り、本取引プラットフォームに関連するお客様の当社との取引に関して当社が記録している取引記録を正として取り扱うことに同意するものとします。当社は、お客様の記録をお客様の請求に応じて利用できるようにすることができます。

38.2. お客様は、当社の記録が、法的又は規制上の手続きにおいて証拠として開示される可能性があることをあらかじめ承認するものとします。

39. 当事者間の関係

39.1. お客様は、いかなる者の代理人としてではなく、本人として当社との各取引を開始するものとします。これは、当社が書面で別途同意した場合を除き、当社はお客様をあらゆる目的のために当社の顧客として扱い、お客様が締結した各取引の下でお客様の義務を履行することについて、お客様

ご自身が直接かつ個人的に責任を持つことを意味します。お客様が他人のために行動する場合、お客様がその者を当社に特定するか否かにかかわらず、当社はその者を当社の顧客として認めず、当社はその者に対するいかなる義務も負わないものとします。

39.2. お客様との取引は、当社が書面で別途同意しない限り、当社の注文執行方針に従い、行われます。当社は、お客様が本取引プラットフォーム上で行う取引について、お客様に対し助言を提供することはありません。

40. 完全合意

40.1. 本約款は、本契約に含まれる事項に関する当社とお客様の完全かつ唯一の合意を定めるものであり、当社とお客様との間に存在するすべての従前の合意は効力を失うものとします。

41. 分離可能性条項

41.1. 本約款のいずれかの条項が無効とされた場合であっても、当該無効は無効とされた条項を除く、他の条項には影響を与えないものとします。

42. 非独占性

42.1. お客様は、当社が本取引プラットフォームを他者に提供する可能性があることを認め、本約款のいかなる条項も、当社がかかるサービスを提供することを妨げるものとみなされない、若しくはそのように解釈されないことに同意します。

43. 権利放棄

43.1. 本約款又は法令上の権利の不行使又は、行使の遅延は、当該権利の放棄又は他の権利の放棄を意味するものではありません。

43.2. 本約款により提供される権利は累積的なものであり、（本約款に別段の定めがある場合を除き）法令上、行使可能な他のいかなる権利の行使も排除するものではありません。

44. 第三者の権利

44.1. 本約款の他の箇所で明示的に規定されている場合を除き、本契約の当事者でない者は、本約款のいかなる条項も行使する権利を有しないものとします。

45. 優先関係

45.1. 本約款と当社が交付する各文書の条項の間に矛盾がある場合には、本約款の条項が優先して適用されるものとします。

以上

2023 年 8 月 20 日　制定
2024 年 5 月 12 日　一部改定
2025 年 2 月 9 日　一部改定
2025 年 7 月 6 日　一部改定
2025 年 9 月 28 日　一部改定
2026 年 2 月 1 日　一部改定
2026 年 5 月 24 日　一部改定
2026 年 6 月 7 日　一部改定
2026 年 6 月 28 日　一部改定

電子取引に関する付帯条項

本付帯条項は、当社又は当社の委託したシステム提供元が配布する取引プラットフォームを使用してコンピュータネットワーク上の情報通信の方法により電子的に行う取引に関し、その特性に基づく責務を定めたものです。本付帯条項は、本約款に付帯するものであり、お客様は、本約款に加え本付帯条項についても同意するものとします。

1. サービスの提供

1.1. お客様は自己の責任と判断において取引プラットフォームをダウンロードし、その利用する情報端末にインストールのうえ使用するものとし、取引プラットフォームのダウンロード等によりお客様の情報端末に障害等が発生した場合であっても、当社に故意又は重過失のない限り、当社はその責任を負わないものとします。

1.2. 当社は、お客様に事前の予告なく取引プラットフォームの仕様変更、バージョンアップを行うことができるものとし、当社が仕様変更等のバージョンアップの通知をした場合は、お客様はこれに従うものとします。

1.3. 前項の仕様変更には、注文の種類や方法に制限を設ける等、お客様に不利益となる変更が含まれる場合があることにお客様は同意するものとします。

1.4. お客様は、お客様の責任により取引プラットフォームの動作テストを行い、当社の定める動作環境を満たしているかを確認するものとします。

2. 当社からの通知について

2.1. お客様は、当社が適切と判断し、当社の独自の裁量で、E メール、SMS、書面又は電話でお客様と連絡を取ることがあることを認め、同意します。「plus500.co.jp」ドメインから受信した E メールのみが当社からの正当な E メール通信となります。当社からのものであると主張するその他のドメインからの E メールは、不正な E メールとみなされます。当社がお客様に電話で連絡する場合、お客様は、当社がお客様との電話での通話の記録を保存することに同意します。

3. 改変等の禁止

3.1. 取引プラットフォームは、理由の如何を問わずプログラムの改変、他のプログラムとの連結（当社が API を公開している場合、お客様が自動売買を行うためにプログラムを作成・実行する場合等あらかじめ当社が許諾している場合を除く。）、複製、逆コンパイル、逆アセンブルその他、本来の使用方法を逸脱した使用を行ってはならないものとします。

3.2. お客様は、取引プラットフォーム経由以外の方法による発注を行ってはならないものとします。

3.3. 取引プラットフォームの使用状況が前二項に該当すると当社が判断した場合、本約款第 25 条第 3 項第 4 号に定める契約の終了事由に該当するものとします。

4. 規範等の遵守

4.1. お客様は、本取引が法令諸規則の他、日本証券業協会、一般社団法人金融先物取引業協会、日本商品先物取引協会及び各種自主規 制団体が定めた倫理規範、行動規範及び市場慣行に則り行われることに同意するものとします。

4.2. お客様は、電子取引の特性及び電子取引における制御不能な事象を利用して不当な利益を得る操作及び取引を行わないものとし、お客様のプラットフォームの操作又は取引の状況が不当であると当社が判断した場合、本約款第 25 条第 3 項第 4 号に定める契約の終了事由に該当するものとします。

4.3. 本取引は、市場の実勢レートを参考として取引を行うことを目的とし、電子取引の特性上不可避とされる 当該レートを逸脱したレート配信により成立した取引は、取引成立後に取消又は成立価格の修正が行われる ことに、お客様は同意するものとします。

以上

Plus500